

情報通商機械工業	124.7	12.1
電子部品・デバイス工業	102.9	31.9
輸送機械工業	90.6	48.2
精密機械工業	73.7	47.2
窯業・土石製品工業	81.2	43.8
化学工業	89.5	47.9
石油・石炭製品工業	93.3	41.9
プラスチック製品工業	92.3	43.6
パルプ・紙・紙加工品工業	93.1	2.0
繊維工業	75.1	42.5
食品・たばこ工業	92.2	413.3
その他工業	84.8	1.8

▼在率率		
	割合	対比率
製造工業	98.4	3.3
鉄業	53.6	0.8
非鉄金属工業	92.4	6.6
金属製品工業	102.7	7.3
一枚板工業	85.8	4.8
電気機械工業	83.7	5.2
情報通商機械工業	80.2	24.8
電子部品・デバイス工業	86.1	31.3
輸送機械工業	83.4	41.0
精密機械工業	80.5	35.4
窯業・土石製品工業	112.3	10.4
化学工業	90.2	34.3
石油・石炭製品工業	102.0	26.8
プラスチック製品工業	94.0	22.0
パルプ・紙・紙加工品工業	96.1	5.5
繊維工業	114.3	9.8
食品・たばこ工業	92.2	34.2
その他工業	100.4	9.7

- 附1 中小企業とは、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業をいう。
- 2 a印は紙下を示す。
- 3 平成15年3月分速報から基準年次を従来の平成1年分から平成12年に改訂した。
- 4 平成12年基準改訂より、旧電気機械工業は、電気機械工業、情報通商機械工業、電子部品・デバイス工業に分割された。したがって、電気機械工業は、平成7年基準の旧電気機械工業とは異なる。

[経済産業省告示第444号]

輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の一部を改正する規程

輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)第3条第1項の規定に基づき、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の一部を改正する規程を次のように定め、同項の規定に基づき公表する。

平成16年12月24日

経済産業大臣 中川 昭一

昭和41年通商産業省告示第170号により公表した輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨

物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の一部を次のように改正する。

一の表の第1中5007・20の項及び5803・90の項を削る。

二の表の第1中ブラジル、ブルガリア、フランス(海外県ギアナを含む。)、ギリシャ、香港、インド、イタリア、北朝鮮、中華人民共和国、大韓民国、ルーマニア、台湾、英国及びベトナムの項、中華人民共和国の項、中華人民共和国、本邦、大韓民国及び台湾(当該国又は地域を原産地とする場合(中華人民共和国又は本邦で製織(糸からの織物の製造をいう。以下同じ。))が行われ、中華人民共和国以外の地域で染色、樹脂加工、エンボシングその他これらに類する加工が行われた場合を含む。)に限る。)の項、中華人民共和国(当該国を原産地とする場合(中華人民共和国で製織が行われ、中華人民共和国以外の地域で染色、樹脂加工、エンボシングその他これらに類する加工が行われた場合を含む。)に限る。)の項及び中華人民共和国及び本邦(当該国又は地域を原産地とする場合(中華人民共和国又は本邦で製織が行われ、中華人民共和国及び本邦以外の地域で縫製その他の製品とするための加工が行われた場合を含む。)に限る。)の項を削る。

三の7の(6)から(9)までを次のように改める。

(6)から(9)まで 削除

三の9から11までを次のように改める。

9から11まで 削除

三の19から21までを次のように改める。

19から21まで 削除

三の24の3を「削除」に改める。

三の26及び27を「削除」に改める。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

[経済産業省告示第445号]

輸入貿易管理規則第2条第1項第1号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件の一部を改正する件

輸入貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第77号)第2条第1項第一号ハの規定に基づき、通商産業省告示第790号(輸入貿易管理規則第2条第1項第一号ハの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月24日

経済産業大臣 中川 昭一

表中5007・20の項及び5803・90の項を削る。

[経済産業省告示第446号]

繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置に関する規程を廃止する件

繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置は

関する規程(平成6年通商産業省告示第667号)は、平成16年12月31日限り、廃止する。

平成16年12月24日

経済産業大臣 中川 昭一

[経済産業省告示第447号]

貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置等に関する規程の一部を改正する規程

輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)第3条第1項の規定に基づき、貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置等に関する規程(平成6年通商産業省告示第715号)の一部を改正する規程を次のように定め、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月24日

経済産業大臣 中川 昭一

第三条を次のように改める。

第三条 削除

輸入注意事項

平成16・11・29貿局第2号・輸入注意事項16第25号
平成16年12月24日 貿易経済協力局

「繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置の実施についてのガイドライン」及び「繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置の実施についてのガイドライン別紙2の様式に係る記載要領について」の廃止について

記

繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置の実施についてのガイドライン(平成6年12月5日付け輸入注意事項6第40号)及び繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置の実施についてのガイドライン別紙2の様式に係る記載要領について(平成11年1月18日付け輸入注意事項11第3号)は、平成16年12月31日限り、廃止する。

平成16・12・14貿局第1号・輸入注意事項16第26号
平成16年12月24日 経済産業省貿易経済協力局

「中華人民共和国を船積地域とする絹織物及び絹製特殊織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)の輸入割当制移行について」等の廃止について

下記に掲げる輸入注意事項については、平成16年12月31日限りで廃止します。

記

- 平成9年3月3日付け輸入注意事項9第1号(中華人民共和国を船積地域とする絹織物及び絹製特殊織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)の輸入割当制移行について)
- 平成7年3月31日付け輸入注意事項7第28号(輸入公表における欧州共同体について)
- 昭和52年5月17日付け輸入注意事項52第11号(絹糸(絹紡糸及び絹紡縮糸を除く。)の事前許可制移行について)
- 昭和53年7月22日付け輸入注意事項53第23号(絹織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)(中華人民共和国又は大韓民国を船積地域とするものを除く。)の事前許可制移行について)
- 昭和53年11月27日付け輸入注意事項53第41号(絹織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)(中華人民共和国又は大韓民国を船積地域とするものを除く。)の事前許可制の適用範囲の一部拡大について)
- 昭和55年5月26日付け輸入注意事項55第20号(絹織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)(中華人民共和国又は大韓民国を船積地域とするものを除く。)の事前許可制の適用範囲の一部拡大について)
- 昭和55年5月26日付け輸入注意事項55第19号(絹製混交織織物等であつて生糸又は絹糸にもどして用いられるものとして生糸又は絹糸に含まれるもの事前許可制移行について)
- 昭和57年2月3日付け輸入注意事項57第1号(生糸又は絹糸を用いた人造繊維の長繊維の糸であつて生糸又は絹糸にもどして用いられるものとして生糸又は絹糸に含まれるもの2号承認制移行について)
- 昭和55年9月20日付け輸入注意事項55第61号(中華人民共和国及び本邦を原産地(中華人民共和国又は本邦で製織が行われ、中華人民共和国及び本邦以外の地域で縫製その他の製品とするための加工が行われた場合を含む。)とする絹製ベッドリネン等であつて絹織物にもどして用いられるもの事前許可制移行について)
- 平成6年3月31日付け輸入注意事項6第17号(中華人民共和国を原産地(中華人民共和国で製織が行われ、中華人民共和国以外の地域で染色、樹脂加工、エンボシングその他これらに類する加工が行われた場合を含む。))と

- する絹製特殊織物(中華人民共和国を船積地域とするものを除く。)の2号承認制移行について)
- 昭和54年3月13日付け輸入注意事項54第2号(絹糸(絹紡糸及び絹紡糸を除く。)(輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき経済産業大臣の承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の輸入に関する確認について)
- 平成11年5月11日付け輸入注意事項11第27号(中華人民共和国及び大韓民国以外の国又は地域を原産地及び船積地域とする絹糸(絹紡糸及び絹紡糸を除く。)の輸入の事前確認制移行について)
- 昭和50年11月4日付け輸入注意事項50第13号(平織絹織物(生糸(野蚕のものを除く。))又は絹糸(野蚕のものを除く。))のみから成るものに限る。)であって、染色又はしぼり加工をしていないもの(一平方メートルの重量が32.3グラム以上116.2グラム以下のものに限る。)の輸入に関する確認について)
- 平成6年3月31日付け輸入注意事項6第7号(欧州共同体、ノルウェー、スイス及びアメリカ合衆国を除く地域を原産地又は船積地域とする絹織物及び絹製特殊織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物並びに輸入公表第三号の7の(6)及び(9)に掲げる絹織物を除く。)(輸入公表第一号の第一に基づき輸入割当てを受けなければならない者又は輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定による経済産業大臣の承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の輸入の事前確認制について)
- 平成10年3月4日付け輸入注意事項10第27号(欧州共同体、ノルウェー、スイス及びアメリカ合衆国を除く地域を原産地又は船積地域とする絹織物及び絹製特殊織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物並びに輸入公表第三号の7の(6)及び(9)に掲げる絹織物を除く。)(輸入公表第一号の第一に基づき輸入割当てを受けなければならない者又は輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定による経済産業大臣の承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の輸入に関する確認について)
- 昭和55年5月26日付け輸入注意事項55第18号(絹製混交織織物等(輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定により経済産業大臣の許可を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の輸入の事前確認制移行について)
- 昭和57年2月3日付け輸入注意事項57第2号(生糸又は絹糸を用いた人造繊維の長繊維の糸(輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の輸入事前確認制移行について)
- 昭和55年5月26日付け輸入注意事項55第26号(絹製混交織織物等(輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない者が輸入するもの並びに欧州共同体、ノルウェー、スイス及びアメリカ合衆国を原産地かつ船積地域とする生糸又は絹糸を用いた混交織織物(精練しているもの及び精練していないものであって紋織りのものに限る。)、もじり織物(他の繊維を交えているものに限る。)、パイル織物(精練しているものに限る。)、メリヤス編物(精練しているものに限る。))及びクロセ編物(精練しているものに限る。))並びに絹糸又は絹織物を用いたしゅう布(幅45センチメートルを超えるものであって中耳のないものに限る。))及び細幅織物(和装用の帯及び付属品以外に用いられるものに限る。)(輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定による経済産業大臣の承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の原産地証明書の取扱いについて)
- 平成6年3月31日付け輸入注意事項6第6号(オーストラリア、フィンランド、スウェーデン及びノルウェーから輸入する絹織物の通関時確認制移行について)
- 平成7年7月24日付け輸入注意事項7第48号(欧州共同体、ノルウェー、スイス及びアメリカ合衆国を原産地かつ船積地域とする生糸又は絹糸を用いた混交織織物(精練しているもの及び精練していないものであって紋織りのものに限る。)、もじり織物(他の繊維を交えているものに限る。)、パイル織物(精練しているものに限る。))及びクロセ編物(精練しているものに限る。))並びに絹糸又は絹織物を用いたしゅう布(幅45センチメートルを超えるものであって中耳のないものに限る。))及び細幅織物(和装用の帯及び付属品以外に用いられるものに限る。)(輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定による経済産業大臣の承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の輸入に関する確認について)
- 昭和55年5月26日付け輸入注意事項55第17号(中華人民共和国、大韓民国又は台湾を原産地又は船積地域とする和装用絹製品の輸入の事前確認制移行について)
- 昭和55年5月26日付け輸入注意事項55第27号(欧州共同体、ノルウェー、スイス及びアメリカ合衆国を除く地域を原産地又は船積地域とする和装用絹製品等の輸入に関する確認について)
- 昭和55年9月20日付け輸入注意事項55第62号(絹製ベトリネン等(輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定により経済産業大臣の許可を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の輸入の事前確認制移行について)
- 昭和55年9月20日付け輸入注意事項55第64号(絹製ベトリネン等(輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定により経済産業大臣の承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の輸入に関する確認について)
- 昭和52年7月5日付け輸入注意事項52第19号(大韓民国から輸入する絹織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。))の取扱いについて)
- 平成14年9月27日付け輸入注意事項14第38号(大韓民国から輸入する絹糸(絹紡糸及び絹紡糸を除き、絹糸を用いた製品のうち、人造繊維の長繊維の糸、混交織物(紋織りのもの以外のものであって精練していないものに限る。))、パイル織物(精練していないものに限る。))、ひも類、不織布並びにメリヤス編物及びクロセ織物(模様編みの組織を有するもの以外のものであってよこ編みの組織を有するものに限る。))であって絹糸にもどして用いられるものを含む。)の通関時確認制への移行について)
- 平成6年6月1日付け輸入注意事項6第22号(欧州共同体、ノルウェー、スイス及びアメリカ合衆国から輸入する絹織物及び絹製特殊織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。))、生糸又は絹糸を用いた混交織織物(精練しているもの及び精練していないものであって紋織りのものに限る。))、もじり織物(他の繊維を交えているものに限る。))、パイル織物(精練しているものに限る。))、メリヤス編物(精練しているものに限る。))及びクロセ編物(精練しているものに限る。))並びに絹糸又は絹織物を用いたしゅう布(幅45センチメートルを超えるものであって中耳のないものに限る。))及び細幅織物(和装用の帯及び付属品以外に用いられるものに限る。)(輸入貿易管理令第4条第1項第二号の規定による経済産業大臣の承認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の原産地証明書の取扱いについて)

メリヤス編物(精練しているものに限る。)及びクロセ編物(精練しているものに限る。)の輸入の通関時確認制について)

- 昭和55年6月2日付け輸入注意事項55第39号(台湾から輸入する絹織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)の取扱いについて)
- 昭和55年5月26日付け輸入注意事項55第28号(中華人民共和国、大韓民国及び台湾以外の地域から輸入する和装用絹製品(輸入公表第三号の13により通商産業大臣の確認を受けなければならない者が輸入するものを除く。)の取扱いについて)
- 昭和56年1月30日付け輸入注意事項56第18号(大韓民国から輸入される大島紬等の紬類に関する携帯品扱いの限度について)
- 昭和50年12月26日付け輸入注意事項50第21号(平織絹織物(生糸(野蚕のものを除く。))又は絹糸(野蚕のものを除く。))のみから成るものに限る。)であって、染色又はしぼり加工をしていないもの(一平方メートルの重量が32.3グラム以上116.2グラム以下のものに限る。)の解釈について)
- 平成6年3月31日付け輸入注意事項6第12号(絹製混交織物等及び和装用絹製品の範囲について)
- 平成6年3月31日付け輸入注意事項6第9号(絹製特殊織物の解釈について)
- 昭和55年10月3日付け輸入注意事項55第69号(絹製ベッドリネン等の範囲について)
- 昭和53年7月22日付け輸入注意事項53第25号(絹織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)の解釈について)

平成16・12・14貿局第1号・輸入注意事項16第27号
平成16年12月24日 経済産業省貿易経済協力局

「実績配分主義により輸入業者に対し割当てを行う品目に係る実績の承継及び営業譲渡の場合の確認について」の一部改正について

平成14年4月10日付け輸入注意事項14第20号(実績配分主義により輸入業者に対し割当てを行う品目に係る実績の承継及び営業譲渡の場合の確認について)の一部を下記のとおり改正し、平成17年1月1日から施行します。

記

記の1中「絹織物及び絹製特殊織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)」を削る。

記の2中「経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課・絹織物及び絹製特殊織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)」を削る

平成16・12・14貿局第1号・輸入注意事項16第28号
平成16年12月24日 経済産業省貿易経済協力局

「輸入貿易管理令及び輸入貿易管理規則等の一部改正に伴う経過措置等について」の一部改正について

平成10年3月4日付け輸入注意事項10第35号(輸入貿易管理令及び輸入貿易管理規則等の一部改正に伴う経過措置等について)の一部を下記のとおり改正し、平成17年1月1日から施行します。

記

記の3の(1)の①中「並びに中華人民共和国(香港を除く。)を船積地域とする絹織物及び絹製特殊織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)(無償のものを除く。)」を削る。

平成16・12・14貿局第1号・輸入注意事項16第29号
平成16年12月24日 経済産業省貿易経済協力局

「特殊事由による貨物の輸入について」の一部改正について

昭和55年12月11日付け輸入注意事項55第90号(特殊事由による貨物の輸入について)の一部を下記のとおり改正し、平成17年1月1日から施行します。

記

記の3の(5)の品目コード中

「中華人民共和国を船積地域(香港を除く。)とする絹織物及び絹製特殊織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)」	T
--	---

を削る。

平成16・12・14貿局第1号・輸入注意事項16第30号
平成16年12月24日 経済産業省貿易経済協力局

「貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について」の一部改正について

昭和55年11月28日付け輸入注意事項55第76号(貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について)の一部を下記のとおり改正し、平成17年1月1日から施行します。

記

記の1の(1)の(イ)を削る。

記の1の(1)の(ア)を(カ)に、(ク)を(ケ)に、(コ)を(ク)に、(サ)を(カ)に、(セ)を(シ)に、(ソ)を(シ)に改める。

記の1の(2)の(イ)を削る。

記の1の(2)の(ニ)を(キ)に、(ホ)を(ニ)に、(ヘ)を(ホ)に、(ト)を(キ)に、(チ)を(ト)に、(リ)を(チ)に、(ス)を(リ)に改める。

記の2の(5)の品目コード中

ブラジル、ブルガリア等を原産地又は船積地域とする生糸を用いた製品のうち、人造繊維の長繊維の糸、混交繊維物(紋織りのもの以外のものであって精練していないものに限る。)、パイル織物、ひも類、不織布並びにメリヤス編物及びクロセ編物(模様編みの組織を有するもの以外のものであってよこ編みの組織を有するものに限る。)であって生糸にもどして用いられるもの	TA08
中国を原産地又は船積地域とする絹糸(絹紡糸及び絹紡糸を除き、公表第三号の26に掲げる絹糸にもどして用いられるものを含む。)	TA09
中国又は本邦で製織が行われ、中国以外の地域で染色、樹脂加工等が行われた絹織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)(中華人民共和国、大韓民国又は台湾を船積地域とするものを除く。)	TA10
中国を原産地とする絹製特殊織物(中華人民共和国を船積地域とするものを除く。)	TA11
中国又は本邦を原産地とする絹織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)を用いたひざ掛け、ベッドリネン、テーブルリネン、カーテン、包装用の袋、ターポリンその他の製品であって、絹織物にもどして用いられるもの	TA12

を削る。

平成16・12・14貿局第1号・輸入注意事項16第31号
平成16年12月4日 経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部改正について

平成12年4月3日付け輸出注意事項12第24号・輸入注意事項12第26号(電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について)の一部を下記のとおり改正し、平成17年1月1日から施行します。

記

記の別紙7品目コード表の〈貿易経済協力局貿易審査課割当品目〉中

中華人民共和国を船積地域(香港を除く。)とする絹織物及び絹製特殊織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)	T
--	---

を削る。

記の別紙7品目コード表の〈輸入二号承認品目〉中

ブラジル、ブルガリア等を原産地又は船積地域とする生糸を用いた製品のうち、人造繊維の長繊維の糸、混交繊維物(紋織りのもの以外のものであって精練していないものに限る。)、パイル織物、ひも類、不織布並びにメリヤス編物及びクロセ編物(模様編みの組織を有するもの以外のものであってよこ編みの組織を有するものに限る。)であって生糸にもどして用いられるもの	TA08
中国を原産地又は船積地域とする絹糸(絹紡糸及び絹紡糸を除き、公表第三号の26に掲げる絹糸にもどして用いられるものを含む。)	TA09
中国又は本邦で製織が行われ、中国以外の地域で染色、樹脂加工等が行われた絹織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)(中華人民共和国、大韓民国又は台湾を船積地域とするものを除く。)	TA10
中国を原産地とする絹製特殊織物(中華人民共和国を船積地域とするものを除く。)	TA11
中国又は本邦を原産地とする絹織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)を用いたひざ掛け、ベッドリネン、テーブルリネン、カーテン、包装用の袋、ターポリンその他の製品であって、絹織物にもどして用いられるもの	TA12

を削る。

平成16・12・17貿局第1号
平成16年12月24日 経済産業省貿易経済協力局

「輸入割当証明書の記載要領について」の一部改正について

平成7年12月22日付け7貿局第611号(輸入割当証明書の記載要領について)の一部を下記のとおり改正し、平成17年1月1日から施行します。

記

記の別表第1のその他製品中



「絹織物及び絹製特殊織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。）」 T

を削る。

平成16・12・17貿局第2号
平成16年12月24日 経済産業省貿易経済協力局

「輸入割当事務処理要領について」の一部改正について

平成7年12月22日付け7貿局第610号(輸入割当事務処理要領について)の一部を下記のとおり改正し、平成17年1月1日から施行します。

記

記の第1通則の3割当担当課管理部貿易審査課中「絹織物及び絹製特殊織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)」を削る。

平成16・12・17貿局第3号
平成16年12月24日 経済産業省貿易経済協力局

「外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について」の一部改正について

平成13年1月6日付け平成13・01・06貿局第9号(外国為替及び外国貿易法関係事務の委譲について)の一部を下記のとおり改正し、平成17年1月1日から適用する。

記

記の一の第2の1の(1)を削る。
記の一の第2の1の(2)を(1)に、(3)を(2)に、(4)を(3)に改める。
記の一の第2の2の(1)の(イ)を削る。

平成16・12・20貿局第3号
平成16年12月24日 経済産業省貿易経済協力局

「地方委譲貿易経済協力局関係事務の処理について(貿易審査課及び貿易審査課農水産室関係)」の一部改正について

平成7年12月22日付け7貿局第606号(地方委譲貿易経

済協力局関係事務の処理について(貿易審査課及び貿易審査課農水産室関係)の一部を下記のとおり改正し、平成17年1月1日から適用する。

記

総則の7中「和装用絹製品 CJ」を削る。

各則のIIの1中「並びに中華人民共和国(香港を除く。)を船積地域とする絹織物及び絹製特殊織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)」を削る。

各則のIIの2の(2)中「絹織物に係る申請については製造産業局長が確認した書類が」を削る。

各則のIIの2の(3)中「並びに絹織物」を削る。

[別紙様式1]

絹織物 (割当品目)	
------------	--

及び

絹織物 (2号承認)	
------------	--

を削る

平成16・12・15貿局第2号
平成16年12月24日 製造産業局繊維課

「中華人民共和国で製織が行われ、中華人民共和国以外の地域で染色、樹脂加工、エンボシングその他これらに類する加工が行われた絹織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)の2号承認申請の前の確認申請について」等の廃止について

下記に掲げる公示については、平成16年12月31日限りで廃止します。

記

- 「中華人民共和国で製織が行われ、中華人民共和国以外の地域で染色、樹脂加工、エンボシングその他これらに類する加工が行われた絹織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)の2号承認申請の前の確認申請について」
- 「本邦で製織が行われ、中華人民共和国以外の地域で染色、樹脂加工、エンボシングその他これらに類する加工が行われた絹織物(絹ノイル織物及び混交織絹織物を除く。)(中華人民共和国又は大韓民国を船積地域とするものを除く。)の2号承認申請の前の確認申請について」